

# 鳥獣被害防止対策助成金実施要領

## 1. 目的

野生鳥獣による農作物被害は、年々広域化しており、生産者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加が問題となっている。

このような被害防止のためイノシシ・シカ・サル等への電気柵侵入防止の整備など購入代金の一部を助成することで、生産者の収益基盤の強化と地域農業基盤の維持・発展に貢献する。

## 2. 対象者

JAより新規に鳥獣被害防止柵等一式を購入した生産者等

## 3. 助成対象

JAより新規に購入した鳥獣被害防止電気柵一式、ワイヤーメッシュ柵一式、金網柵一式等

## 4. 助成事業費用

県下で原則 1,000万円とする。

## 5. 助成金の申請

別に定める「鳥獣被害防止対策助成金申請書」により、証憑書類等（写し）を添付し、助成金を申請する。

申請後、購入者への助成金振込証憑書類を県本部に送付する。

### <基準>

新規に購入した鳥獣被害防止柵一式等に対して、一式10万円を上限に実費の半額を助成する。（設備の設置に係る技術料を含まない。）

ただし、助成金は市町村等の実施する補助金等を除いた金額とする。

## 6. 助成金対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

### <支出時期>

随時申請後に支出する。（最終支払い:平成30年3月末）